

いじめ問題への処方箋

せたがやホッと子どもサポート

代表権利擁護委員

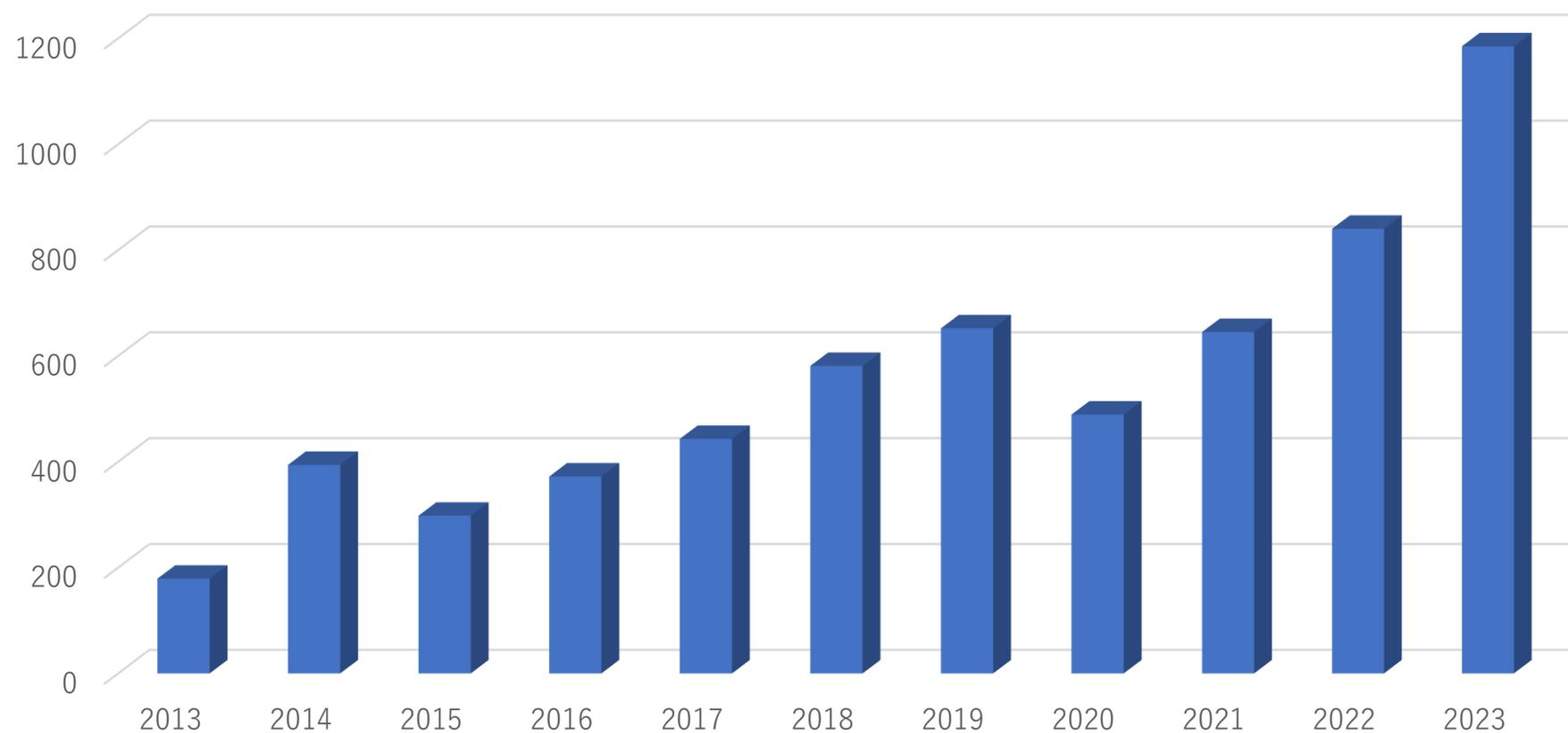
弁護士 平尾 潔

いじめ防止対策推進法（2013）の成立

- 従来、いじめには注目期と言われる時期があった
 - 1985年ころ 第一次注目期（葬式ごっこ事件等）
 - 1994年ころ 第二次注目期（大河内君事件）
 - 2005年ころ 第三次注目期（滝川市女児自殺事件）
 - 2011年ころ 大津いじめ自殺事件
- いじめ防止対策推進法成立（2013）
- その後、第四次いじめ注目期が続いている

いじめ重大事態の発生件数

文科省統計より加工



いじめ防止対策推進法の問題点

- ① 法律で事実認定から入ることを決めている
- ② 加害者にどう対応するかの視点が見られない
- ③ いじめの定義が広すぎる
- ④ プログラムの入る余地が少ない
- ⑤ 学校にいじめのエキスパートがない
- ⑥ 全件報告義務
- ⑦ いじめ対策委員会と現実との乖離（人手が足りない）

今回取り上げるのは

- ① 法律で事実認定から入ることを決めている
る
- ② 加害者にどう対応するかの視点がない

①事実認定から入ることが法で定められている

法23条2項

学校は、前項の規定による通報を受けたときその他当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、**速やかに、当該児童等に係るいじめの事実の有無の確認を行うための措置を講ずる**とともに、その結果を当該学校の設置者に報告するものとする。

例えばこんなケース

- 誰もいない教室で
- Aさん「Bさんにおなかをけられた」
- Bさん「自分はそんなことしていない」

これでいじめの事実を認定できるか。

事実認定はむづかしい

- いじめには目撃者がいないことが多い。
- いじめられた側がいじめられたと主張し、いじめたとされる側がそれを否定した場合、学校現場で結論を出すことが困難。
- 裁判などの手続きであれば、

供述の一貫性、迫真性

客観証拠との合致

合理性の有無、前後の行動

などを総合的に判断するが、それには**専門的なトレーニング**が必要

つづき

- 結果双方の供述が合致しない場合は、**いじめは認められない（もしくは不明）という結論**になり、これが**いじめ隠蔽**、と受け取られ、いじめられた側が不満を抱くことにつながりやすい。
- **事実認定以外から入るアプローチ**を考えるべきだが、法でプロセスが決まっており、別のアプローチをとる余地がない。
- いじめが認定されれば、学校の設置者等が訴えられる場合もあり、**学校や教育委員会も利害関係を有する**当事者であるため、余計に隠ぺいととらえられやすい。

事実認定をしない例

No Blame Approach（しからないアプローチ）

https://www.no-blame-approach.de/ergebnisse_evaluation.html

1992年にイギリスのバーバラ・マイネスとジョージ・ロビンソンが提唱したいじめ対処法。

ルーツはイギリスだが、スイス、オランダ、ベルギー、オーストラリアでも、利用されている。

ドイツでの実践では、220件のいじめケースのうち、192件（87.3%）でいじめの解決に成功した。

叱ることによりいじめがより見えにくくなるのを防止する目的で考案されたが、事実認定を経ない対処法としても有用。

具体的な方法

① Confidential Talk

いじめられた子から話を聞きとる（信頼できる教師、スタッフ）。

② Support Group Discussion

いじめられた子が信頼できる生徒、中立の生徒、いじめた生徒からなる6～8人のグループで、教師やスタッフのサポートのもと、どうすればいじめられた子を助けられるかを議論する。

つづき

③ Follow Up Discussion

いじめられた生徒を含む全員に対して個別に教員やスタッフがフォローする。そして必要であれば介入を繰り返し、いじめを終わらせていく。

No Blame Approachのメリット

- いじめた子を叱らないため、いじめが悪化する（ばれないようにやる、チクったと言っていじめられた子をさらに非難する）ことを防ぐ
- 傍観者を含めた集団で、解決を模索する方法で、いじめた子、いじめられた子の二極構造よりも広い範囲での解決法を探る。
- **事実認定をしなくてもよい。**
- 短期間（14日程度）の解決を目指している。

提言①

- 事実関係にこだわらない解決の模索
- 弁護士などの専門家を各学校に置く「学校いじめマイスター」
制度の確立（事実認定をするのなら）。
cf 自治体の首長部局からの相談、解決制度
R6. 7月時点で12か所

問題点 2 加害者に対するアプローチ
の不足

法 2 3 条 3 項

学校は、前項の規定による事実の確認によりいじめがあったことが確認された場合には、いじめをやめさせ、及びその再発を防止するため、当該学校の複数の教職員によって、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者の協力を得つつ、**いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言を継続的に**行うものとする。

「指導」を継続的に行う、とは？

- 法律にはこれ以上のことは記載されていない。
- ガイドラインにも詳細は記載されていない。
- どう「指導」すればよいのか、現場任せの状況。
- さらに、その保護者に対する「継続的な助言」とは？どれだけの学校がこれを行っているかも不明。

いじめた側に対する必要なアプローチ

- ① 場合によってはいじめてもよい、という考え方を改める
- ② 思いやりや道徳ではなく、人権の視点から、いじめてはいけないことの理解
- ③ いじめの深刻さをリアルに理解する
- ④ 自分の人権を大切にし、相手の人権も尊重することの大切さの理解

⇒この視点からの学びが必要

つづき

- ⑤ アンガーマネジメント、自己肯定感の向上、家庭環境の整備、医療的アプローチが必要なケースもある。



学校と他機関の連携が必要。

Pupil Referral Unit(PRU)

イギリスの制度

- 様々な理由で学校に通えない子どもたちを対象とした代替的教育機関
- 義務教育期間の子どもたちで学校に通えない子どもたちに教育の機会を与えることを目的としている。
- イングランドで4 2 1のPRUがある。
- 「（いじめを含む）他の生徒の学校での学習に支障をきたすような行動上の問題がある生徒」も対象になっている。

The Heybridge Centre (PRUのひとつ) の紹介



自己肯定感を上げる取り組み



自己肯定感を高める取り組み



おまけ



提言② いじめ予防授業の充実を

- 必要なポイントを押さえた、定期的な授業の実施と、授業と授業の結びつきを持たせる
- せたホツとの有効活用を

ご清聴ありがとうございました

